年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要	1.	今回の	あっ	せん	等0	つ概要
----------------	----	-----	----	----	----	-----

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

厚生年金関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成 16 年4月 21 日から同年9月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を 30 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 4 月 21 日から 18 年 2 月 1 日まで 平成 16 年 4 月から 18 年 1 月まで A 社に勤めていたが、先般届いた「ねんきん定期便」を見たところ、当時の標準報酬月額は違っていると思うので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成 16 年4月 21 日から同年9月1日までの期間については、オンライン記録によると、A社における申立人の標準報酬月額は、当初、30 万円と記録されていたところ、同年8月4日付けで、同年4月1日にさかのぼって 17 万円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、当該事業所の代表者の標準報酬月額は、 平成 16 年 8 月 4 日付けで、15 年 12 月 1 日にさかのぼって 62 万円から 9 万 8,000 円に引き下げられている上、当時当該事業所に勤務していた役員 6 名、 従業員 23 名についても、申立人と同様に、同日付けで、標準報酬月額がさか のぼって引き下げられている。

しかしながら、当該訂正処理事実について、当該事業所の代表者は所在不明のために確認できないところ、申立人の所持する給与明細書によると、申立人の当該期間に係る給与支払額が減額された事情は確認できない上、滞納処分票から、申立期間当時、当該事業所において、厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成 16 年8月4日付けで行われた 遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、申立人について同年4月に さかのぼって標準報酬月額の減額処理を行う合理的理由は無いことから、当該 減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が当初に届け出た30万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成 16 年 9 月 1 日から 18 年 2 月 1 日までの期間については、上述の給与明細書によると、申立人の当該期間における給与支払額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っているものの、厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA病院における資格喪失日に係る記録を平成3年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和35年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年12月31日から3年1月1日まで

A病院に昭和62年1月19日に採用され、平成2年12月31日に退職したが、厚生年金保険被保険者の資格喪失日が3年1月1日ではなく、2年12月31日となっている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A病院が作成した在職証明書により、申立人は、同病院に平成2年12月31日まで継続して勤務していたことが確認できる。

また、A病院の事務担当者は、「当院では、厚生年金保険料は翌月控除としているため、月末に退職する場合は、退職月及びその前月の2か月分の厚生年金保険料を控除することになっている。」と証言している。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成2年11月の社会保険事務所(当時)の記録及び申立人から提出のあった同年12月俸給計算書の給与額から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を平成3年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを2年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料について納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和27年4月1日から同年5月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を27年4月1日、資格喪失日に係る記録を同年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年4月1日から同年9月1日まで

② 昭和27年9月1日から同年11月1日まで

高校を卒業して昭和27年4月に上京し、A社に入社した。その後、B社に転職したが、いずれの会社でも厚生年金保険の被保険者であり、保険料も控除されていた。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人から提出された写真及び同期入社の者を 含む複数の元同僚の証言により、申立人は、当該期間においてA社に勤務 していたことが推認できる。

また、オンライン記録によると、申立人と同様に高校を卒業し、同時期の昭和27年4月に当該事業所に入社した元同僚の5名は、いずれも27年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年5月1日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、元同僚が証言した申立期間①当時の当該事業所の従業員数と社会保険事務所(当時)の記録上の厚生年金保険被保険者数はおおむね一致しており、申立期間①当時、当該事業所においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険の被保険者資格を取得していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間①のうち、昭和27年4月1日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、同時期に入社した元同僚の社会保険事務所の記録から、5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に廃業し、保険料の納付に関する資料は現存しておらず、不明であるが、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出される機会があったことになるが、いずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和27年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る同月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、昭和27年5月1日から同年9月1日までの期間については、複数の元同僚が、「当該事業所の経営は苦しく、給料の遅配もあった。」と証言しているところ、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している13名(上記の5名を含む)のうち、12名が同年5月に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、上記のとおり、当該事業所は既に廃業しており、当時の関係資料 (人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等)は保存されておらず、後継事業所 の存在も明らかでないことから、当時の当該事業所における厚生年金保険 の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②については、申立人から提出された写真及び元同僚の証言から、B社に勤務していたことは推認できるものの、勤務期間を特定できるまでの具体的な証言が得られない。

また、元役員及び複数の元同僚が、「当該事業所では数か月の試用期間があり、その期間は厚生年金保険の被保険者資格を取得させなかった。」と証言している。

さらに、当該事業所は既に廃業しており、当時の関係資料(人事記録、 賃金台帳、源泉徴収簿等)は保存されていない。

加えて、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、当該期間及びその前後の期間において、健康保険の整理番号は連番で欠番は無く、申立人の氏名は記載されていない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料 を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和39年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月1日から39年1月1日まで 昭和31年4月にA社へ入社し、48年1月まで勤務した。途中、B工場 からC事業所へ異動をしたが、当該異動の際も間を空けることなく継続し て勤務していたにもかかわらず、38年1月から同年12月までの期間が被 保険者期間とされていない。当該期間についても給与から厚生年金保険料 が控除されていたはずなので、被保険者期間を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された回答書、元同僚の証言及び雇用保険の記録から、申立 人が同社に継続して勤務し(昭和 39 年1月1日に同社B工場から同社C事業 所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除さ れていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 37 年 12 月の社会保険事務所(当時)の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、B工場における厚生年金保険被保険者資格喪失届の資格喪失日を昭和39年1月1日と記載すべきところを誤って38年1月1日と記載したことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る38年1月から同年12月までの保険料についての納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和38年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月29日から同年4月1日まで 昭和37年4月1日から38年3月31日までの期間、A社に勤務していた にもかかわらず、申立期間だけ厚生年金保険の被保険者期間となっていな い。申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年4月1日から38年3月31日までA社に勤務し、その間、厚生年金保険の被保険者であったと主張しているところ、B社(A社の後継会社)から提出された厚生年金保険被保険者資格喪失届により、申立人が同年3月29日に被保険者資格を喪失したことが確認できる。

しかし、B社から、「申立人は昭和38年3月末日まで当社に勤務していた。本来、申立人の資格喪失日を同年4月1日と届け出るべきところを、同年3月29日と誤って届け出てしまった。」旨の証言が得られた。

また、申立期間当時の経理事務担当者は、「申立人の申立期間に係る厚生年金保険料については、給与から控除したと思う。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は昭和 38 年 3 月 31 日までA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和38年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載を誤った旨を認めていることから、事業主が昭和 38 年 3 月 29 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 38 年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

長野国民年金 事案 710

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から49年5月までの期間及び平成10年5月の国民 年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月から49年5月まで

② 平成10年5月

申立期間①については、国民年金に加入し、毎月国民年金保険料を納付していたはずであるにもかかわらず、未加入とされているのは納得できない。

また、申立期間②については、国民年金保険料を納付しなければ督促が 来るはずであり、納付していないはずはなく、未納とされているのは納得 できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号の6番前の被保険者の20歳到達日の関係から、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは平成3年3月以降であることが推認できる上、A市の国民年金被保険者名簿及び申立人の所持する年金手帳により、申立人は同年3月1日付けで国民年金の被保険者資格を新規に取得していることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が唯一所持しているとする年金手帳は、表紙がオレンジ色調の、昭和 49 年 11 月以降に発行されたものである上、申立期間①の当初から同居していたとするその妻も、申立期間①については未加入となっている。

申立期間②については、オンライン記録により、申立期間直前の8か月 (平成9年9月から10年4月まで)の国民年金保険料について、11年5月 10日、12年1月5日、同年2月29日及び同年4月28日にそれぞれ2か月 分ずつ過年度納付されていることが確認できるものの、申立期間②(10年5 月)の納付記録は確認できず、また、基礎年金番号制度が導入された9年1 月以降の申立てであり、機械的なデータチェックが行われていることから、 記録漏れ、記録誤り、別人データの混入等は考え難い。

さらに、申立人には、申立期間①及び②以外にも未加入期間が5か所存在する上、申立人が申立期間①及び②について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(日記、家計簿等)は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年9月中旬から46年1月中旬まで

② 昭和46年1月中旬から同年4月下旬まで

申立期間①については、A商会に、申立期間②については、B商会に勤務したが、厚生年金保険の記録が無い。当時、国民健康保険に加入した覚えが無く、社会保険の無い会社に入社するはずがないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、A商会に勤務していたと主張しているが、申立人は同僚の名前を記憶していない上、当該事業所は既に廃業しており、事業主及び同僚から証言を得ることができず、当該事業所における申立人の勤務実態は確認できない。

また、オンライン記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業 所であったことは確認できない。

2 申立期間②については、申立人は、B商会に勤務していたと主張しているが、複数の元同僚に聴取しても、当時申立人が当該事業所に勤務していたとする証言は得られない。

また、申立人が当該事業所に在籍していたとする申立期間は約4か月であるところ、当該事業所の当時の経理担当者は、「入社しても短期間で辞める人が多かったので、当時は試用期間があった。入社後すぐに厚生年金保険の加入手続は行わなかった。」と証言している。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、健康保険の番号は連番で欠番が無く、申立人の氏名も見当たらない。

3 このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保 険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間:昭和29年6月25日から32年1月1日まで 定時制高校に通いながら昭和29年6月25日から31年12月31日まで、 A社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者期間になっていない。同 社を紹介してもらい、申立期間当時一緒に勤務していた高校の同級生は、 その期間の年金をもらっていると言っていたので、申立期間について、厚 生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言により、申立人がA社に勤務していたことは推認できるものの、勤務期間を特定するまでの具体的な証言は得られない。

また、オンライン記録によると、申立人が一緒に勤務したと名前を挙げた 同僚は、当該事業所において厚生年金保険被保険者であったのは申立期間よ りも3年ほど前の期間であり、申立期間当時は別の事業所において被保険者 となっていることが確認できる。

さらに、申立人及び複数の元同僚は、「申立期間当時、当該事業所には 15 人から 20 人ぐらいの従業員がいた。」と証言しているところ、当該事業 所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間における当該事 業所の厚生年金保険被保険者は、少ない時で2人、多い時でも 11 人しか確 認できない上、当時、当該事業所において被保険者であった8人の従業員の うち4人は、勤務期間と被保険者期間が一致しない状況であることから、当 時の当該事業所では、従業員全員に入社と同時に被保険者資格を取得させる 取扱いでなかったことがうかがえる。

加えて、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間において健康保険の番号は連番で欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 大正15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月1日から23年9月1日まで

昭和21年4月から22年8月までの間、A村(現在は、B町)のC小学校で正規の教師として勤務し、その後、D村(現在は、E町)のF小学校の勤務を経て、G市のH小学校に転勤し23年8月末で退職した。現在、その期間の年金を受給していないが、勤務したことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者期間として年金を支払ってほしい。

第3 委員会の判断の理由

I 教育委員会から提出された在職証明書により、申立人は、昭和 21 年 3 月 31 日から 22 年 3 月 31 日までは J 国民学校の訓導、同年 4 月 1 日から同年 12 月 30 日まではA村立K小学校(J 国民学校の改称)の教諭、同年 12 月 31 日から 23 年 3 月 30 日まではD村立F小学校の教諭、及び同年 3 月 31 日から同年 8 月 31 日まではG市立H小学校の教諭として勤務していたことが確認できる上、当該教育委員会は、当該期間に「訓導」及び「教諭」の職にあったものは恩給法適用者であると回答している。

また、厚生年金保険法において、地方公共団体の事務所が適用事業所となれるのは昭和 29 年 5 月 1 日以降である上、オンライン記録によれば、上述のいずれの学校も適用事業所であったことは確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当らない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。